ふじよしだ 議会だより

Mt. Fuji World Heritage
10TH Anniversary
FUJIYOSHIDA
世界文化遺産登録10周年

本町通りからの富士山

http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/ 第164号

3月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					本会議（開会）14:00	
3	4	5	6	7	8	9
			本会議（一般質問）13:00	本会議（一般質問）13:00	予算特別委員会 10:00	
10	11	12	13	14	15	16
		予算特別委員会 10:00	予算特別委員会 10:00	常任委員会（総務経済）10:00		
17	18	19	20	21	22	23
	常任委員会（文教厚生）10:00	常任委員会（建設水道）10:00			本会議（閉会）14:00	
24／31	25	26	27	28	29	30

※招集告示は2月16日(金)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承願います。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

令和6年2月1日　編集・発行　議会だより編集委員会　電話 0555(22)0612　富士吉田市議会事務局

12月定例会

令和5年12月定例会は、12月4日に開会し、15日間の会期を終え、12月18日に閉会しました。

市長提出の議案については、すべて可決しました。また、議会提出1議案についても可決しました。

市政に対する一般質問は、3人の議員が行いました。

報告案件即決案件の概要

報告第23号

債権の放棄について

【内容】

徴収不能な食の自立支援事業利用者負担金及び水道料金、合計26万7320円について、債権を放棄したもの。

議案第78号

令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ4億7911万1千円を追加し、総額を318億8108万1千円とするもの。

歳入では、財政調整基金繰入金4億7911万1千円を増額し、歳出では、商業活性化対策事業費4億7911万1千円を増額するもの。

議案第81号

富士吉田市長等の給与条例の一部改正について

【内容】

人事院における本年度の給与に関する勧告並びにこれらに伴う公務員給与の改定等に鑑み、特別職の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第82号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれらに伴う国家公務員給与の改定等に鑑み、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第83号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

【内容】

政令の一部改正により、戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行等に関する事務において徴収する手数料の規定を追加する等のため、所要の改正を行うもの。

議案第84号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業 富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（建築主体）工事）

【内容】

契約金額17億9300万円で、川上建設・加々見工務店・富士ハウス工業富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（建築主体）工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、構造体劣化対策工事、外壁塗装、屋上防水改修工事等である。

議案第85号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業 富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（電気設備）工事）

【内容】

契約金額2億8050万円で、芙蓉実業・萱沼電気設備富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（電気設備）工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、幹線設備改修工事、照明器具改修工事等である。

議案第86号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業 富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（機械設備）工事）

【内容】

契約金額3億3880万円で、一水工業・スマイル設備富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（機械設備）工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、給排水設備改修工事、空調、換気設備改修工事等である。

議案第87号

令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第7号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ5億3744万3千円を追加し、総額を366億7283万3千円とするもの。
歳入では、総務費国庫補助金4億1360万6千円、地方交付税1億1953万6千円等を増額し、財政調整基金繰入金69万9千円を減額し、歳出では、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費3億350万2千円、一般職給、職員手当等の人件費1億5052万1千円等を増額し、議会庶務事業共済費136万円を減額するもの。
また、繰越明許費として、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業1361万6千円を追加するもの。

議案第88号

令和5年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ141万8千円を追加し、総額を54億9129万2千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金141万8千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費141万8千円を増額するもの。

議案第89号

令和5年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ75万6千円を追加し、総額を51億5757万3千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金75万6千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費75万6千円を増額するもの。

議案第90号

令和5年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第3号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ151万7千円を追加し、総額を2億1242万8千円とするもの。
歳入では、一般会計繰入金151万7千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費151万7千円を増額するもの。

議案第91号

富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【内容】
人事院における本年度の給与に関する勧告、並びに、これらに伴う公務員給与の改定等を鑑みる中で、市議会議員の期末手当について、引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議会だより第163号 お詫びと訂正

議会だより第163号の29ページ「議案等審議結果」において、次のとおり議案等番号に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤→議案第64号
加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

正→議案第65号
加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

会期日程

12月4日	本会議（開会） ●会期の決定 ●議案の提出と説明 ●議案の委員会付託
8日	本会議 ●市政一般質問
12日	総務経済委員会 ●付託議案の審査
13日	文教厚生委員会 ●付託議案の審査
14日	建設水道委員会 ●付託議案の審査
18日	本会議 ●各委員長からの報告 ●議案の追加提案 ●各議案の採決 （閉会）

委員会の審査から

●総務経済委員会　●文教厚生委員会　●建設水道委員会

総務経済

以下7議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号

富士吉田市税条例の一部改正について

【内容】

法律施行令の施行に伴い、森林環境税と個人住民税等の減免に係る申請期限を一致させる等のため、所要の改正を行うもの。

議案第67号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の出産被保険者に係る所得割及び被保険者均等割を減額等するため、所要の改正を行うもの。

議案第72号

富士吉田市若者交流施設御師浅間坊の指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市若者交流施設御師浅間坊の管理について「特定非営利活動法人　かえる舎」を指定するもの。

議案第73号

富士吉田市立富士山ジビエセンターの指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市立富士山ジビエセンターの管理について「株式会社　ふじよしだまちづくり公社」を指定するもの。

なお、審査の中で指定管理者の指定にあたり、当初の運営方針から大きく転換することについて、本事業の目的を認識し、クラウドファンディングに賛同された寄附者にもしっかりと説明ができるよう努めるとともに、議員には公平かつ丁寧な事前説明に努めるべきであり、今後、配慮するよう強く求めるとの要望があった。

議案第74号

富士吉田市営駐車場の指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市営駐車場の管理について「株式会社　サニカ」を指定するもの。

議案第75号

富士吉田市営宮川橋南駐車場の指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市営宮川橋南駐車場の管理について「株式会社　サニカ」を指定するもの。

議案第79号

令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ42億5430万9千円を追加し、総額を361億3539万円とするもの。

歳入では、指定寄附金40億円、前年度繰越金1億5724万3千円等を増額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金20億円、ふるさと寄附推進事業費16億4300万円、ふるさと納税事務事業委託料3億5700万円等を増額するもの。

また、継続費として、道の駅富士吉田リニューアル事業（R5・6継続事業）3499万1千円を追加し、繰越明許費として、戸籍事務事業外1件1012万円を追加するもの。

文教厚生

以下4議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

【内容】
法律の一部改正に伴い、引用する規定を変更する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第69号

富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【内容】
基準の一部改正に伴い、特定利用教育に係る読替規定の内容を追加する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第70号

富士吉田市介護保険条例の一部改正について

【内容】
富士吉田市税条例の一部改正に伴い、市税における減免の申請期限を変更することから、介護保険料に係る減免の申請期限について市税と統一するため、所要の改正を行うもの。

議案第80号

令和5年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ2億5442万2千円を追加し、総額を51億5681万7千円とするもの。
歳入では、前年度繰越金2億5442万2千円を増額し、歳出では、介護保険償還金1億4959万円、介護給付費準備基金積立金1億483万2千円を増額するもの。
なお、審査の中で、第9期介護保険事業計画を策定する際には、介護給付費準備基金積立金の有効利用を検討する中で、市民に寄り添い、介護保険料の引下げを検討してほしいとの要望があった。

建設水道

以下3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号

富士吉田市特定空家等判定等審議会条例の一部改正について

【内容】
法律の一部改正に伴い、引用する規定を変更する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第76号

市道の廃止について

【内容】
国道138号新屋交差点の4車線化の前段階として、暫定的に右折レーンを設置する新屋交差点の改良を行う計画に遅れが生じていることに伴い、新屋交差点の改良と併せ計画していた新屋交差点南側への市道の新設整備の起点を、交差点改良による国の管理区分から国道138号に接する部分へ変更する必要が生じたため、市道新屋西線を廃止しようとするもの。

議案第77号

市道の認定について

【内容】
国道138号新屋交差点の4車線化の前段階として行う交差点の改良計画に遅れが生じていることから、新屋交差点南側へ新設整備を予定している新屋西線を国道138号新屋交差点へ直接接続させ暫定的に整備することにより地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、新屋西線を市道として認定しようとするもの。

12月

市政一般質問

抜粋

前田厚子
議員
（政友会）

質問❶　多子・多胎児家庭への支援について

1回目の質問

1点目　令和4年にこども政策の推進のため、「こども家庭庁」が設置され、令和6年からいよいよ「こども家庭センター」が本格施行される。本市では、令和5年4月に子育て支援センター内に「こども家庭センター」の体制を整え、いち早く始動した。

本市「こども家庭センター」では、すでに多くの子育ての悩みや相談に寄り添っている。私も多子家庭の子育てによる産後うつで悩んでいる方の話を伺い実感したが、伴走型の寄り添う支援のために、どんな相談体制が敷かれているのか伺う。

2点目　多子家庭での、大きな悩みは、やはり金銭的な問題だ。双子ならば、同じ物を2つずつ揃える必要があり、想像以上の負担になるそうで、少しでも応援したいと思う。例えば、市として双子手当や多胎児手当、また、金銭でなくてもおむつ券やミルク券などの支給が考えられる。その点も検討してほしいが、考えを伺う。

3点目　本市では、国に先駆けて1年も早くから「こども家庭センター」を設置しスタートしている。

また、令和6年12月から児童手当の所得制限が撤廃され、高校3年生までが対象となる中、本市では、国に先駆けて令和5年10月から第1回目の支給が実施されており、市民から大変喜ばれている。

そこで、国会でも話題になっている児童手当の「第3子」の考え方について伺う。

令和6年12月から、高校生以下の子どもを上から順に数えて第3子以降に「月3万円」が支給される。

しかし、第1子が高校を卒業すると第2子が第1子に、第3子は第2子とみなされ第3子で得られる増額対象から外れる。この考え方は、実態にそぐわないのではないだろうか。高校卒業後も、第3子はあくまでも第3子であるようにと、国にも多くの声が届けられている。

今後、国の考え方がどう変わるかは分からないが、多子家庭への大きな支援に繋がるので、「上の子が高校を卒業しても、第3子はあくまでも第3子」とする考え方に、是非賛同してほしい。考えを伺う。

4点目　双子の両親へ困っていることや何の支援を要望するかと聞いたところ、皆が同様の話をしてくれた。

まず、睡眠不足で体調不良になるため、家事や育児が疎かになり誰かに助けて欲しいと何度も思ったこと。

また、ファミリーサポートをとても頼りにしていたこと。妊娠中に、登録ができれば本当に助かり、また、2人目は使用料を無料にして欲しいことを切実に話されていた。

そこで、これらの声を市の担当者へ伝えると、ホームスタート支援があることや、既に妊娠中の登録・面談後の預け先の確保もできており、もし来られない場合は、訪問をするとの回答であった。利用料金も市で半額助成しているため、1人1時間700円が350円で利用でき、2人や3人の利用時も半額助成され、県内どこの自治体でもやっていない事業を実施していることがわかった。

このように、本市の様々な施策や支援を通じて、私たちの生活は、大変に潤ってきている。

妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援の状況は、1点目で伺ったが、多子・多胎児家庭への支援について、どんな取組みを行っているか伺う。

1回目の市長答弁

1点目の妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援についてだが、本市では、妊娠届出時及び妊娠8か月時に、妊婦の困りごとや不安なことなどに関するアンケート調査を実施し、出産に向けた体調管理や出産後の育児への不安や悩みの解消を図るため、保健師、看護師及び助産師等の専門的な視点による相談支援をしている。

出生後には、乳児家庭への全戸訪問や乳幼児健診などを通じて、育児負担や子どもの発育・発達など、各家庭が持つ不安や悩みへのきめ細かな相談体制をとっており、妊産期・子育て期の相談支援を通じて、全ての妊婦・子育て家庭の悩みや相談に寄り添い、いわゆる「伴走型」の子育て支援に努めている。

2点目の多子世帯への手当の支給等についてだが、本市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るべく、国が児童手当の対象外としている高校生世代の児童を対象に、全国の自治体に先駆けて、独自で、児童一人当たり月額1万円の「特別支援金」を支給しており、市民から高い

図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね３月中を予定しています。

評価を受けている。
　こうしたなか、国では、現行の児童手当について、対象年齢の拡大や第3子への支給額の増額などを含む見直し案を、令和6年1月の通常国会に提出する見通しである。
　このように、国による子どもへの手当の充実が見込まれている為、多子家庭を含む子育て世帯への手当の支給については、国の動向を見定め、今後の対応について検討していく。
　また、おむつやミルクの購入費の助成については、現在、0歳から1歳までがいる全家庭を対象に助成制度を導入する調整している。実施に当たり、子育て家庭の意見にも耳を傾け、実効性のある内容とし、可能な限り早期の実現を図っていく。
　3点目の児童手当における第3子の考え方についてだが、児童手当の支給は、「法定受託事務」であり、国が行うべき事務を、国が定めるルールに従って市町村が実施している。
　現行の制度では、子どもが3人居る場合であっても年長の子どもが高校卒業時には、子どもは2人とみなされ加算を受けることができないが、今後、国が、「第3子」の対象について、範囲の拡大をするに当たり、財政上の問題、成人年齢に達した大人を「第1子」、「第2子」などと取り扱うことの可否などについて、十分な検討を行うと承知している。最終的には、子育て世帯の支援、少子化対策などにも繋がる運用拡大が行われるその方向性について、私は、賛同できると考えている。
　4点目の多子世帯・多胎児家庭への支援の取組みについてだが、特に、多子世帯・多胎児家庭への支援については、1点目で答弁した「伴走型」の支援のほか、地区の担当保健師により、一人一人に寄り添った相談支援体制をとっている。
　具体的には、妊娠期に両親向けの教室や沐浴指導での各種情報の提供、個々の健康状態に応じた定期的な電話連絡や個別訪問などを実施し、産後も母子の状態により、週に1回の頻度で連絡訪問を行うなど、きめ細かな支援に力を注いでいる。
　また、産後うつの予防や育児不安の解消に必要な保護者の心身の休息をとるためのレスパイトケアの提供、双子の親子などが集い、悩みなどを共有・共感し合うことのできる「ふたごの会」の開催など、多子家庭に寄り添った支援を提供している。
　今後も、多子世帯を含む子育て世帯へのサポートについて、全力で取組んでいく。

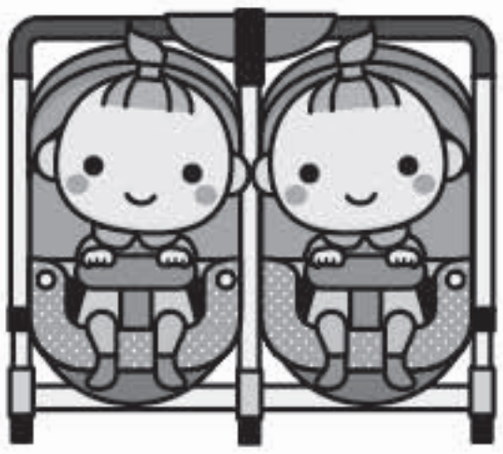

質問❷ 児童虐待防止の取組みについて

1回目の質問

　毎年11月は、「児童虐待防止推進月間」である。本庁舎の玄関にはオレンジリボンで飾られたツリーがあり、また、子育て支援センターの玄関にもオレンジリボンで縁どりしたポスターが飾られていた。オレンジリボンは、平成16年に栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待され、亡くなった事件を受け市民団体等が虐待防止の意識啓発のために始めた「オレンジリボン運動」のシンボルマークだ。
　1点目　ポスターにある「189」を「いち早く」と覚えてもらい、虐待を疑ったら勇気を出して通報するように、庁内に限らず、様々な人が集まる所に大きなポスターを貼ってほしい。そして、児童虐待等が少しでも早期に発見できるよう、より多くの市民に今以上に周知すべきだと思うが、その方法を伺う。
　2点目　全国の児童相談所が令和4年度に対応した虐待相談件数は、21万9170件と過去最多となった。令和3年度の死亡事例は50人に上り、約半数は0歳児と新生児だ。本市でも人ごとと捉えてはいられない。
　こうした児童虐待に関する通報や相談件数なども年々増加傾向にあるが、現状における本市の児童虐待の実態を伺う。
　3点目　連日、痛ましい児童虐待事件が報道される中、しつけと称して虐待が繰り返されている。児童虐待については、体罰や虐待に至ることを未然に防ぐため、早期発見や安全確認など的確な対処が重要になる。
　この事からも、体罰によらない子育てについて、市の責務として、広報啓発活動を積極的に行う事の重要性を痛感する。
　家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立や不安・負担感の増大等により、相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加している。
　こうした現状に鑑み、政府は、全ての子どもの安心と希望の実現プロジェクトとして「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生の予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化の為、平成28年5月に「児童福祉法改正」が成立し、児童相談所と市区町村の体制が強化された。
　しかし、コロナ禍により自宅で過ごす時間が増え、親のストレスのは

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

け口が、弱い立場の子どもに向かうなど状況はさらに深刻になった。
　市として体罰などによらない子育ての推進などにも取組む必要があるが、どのように考えているか伺う。
　4点目　私は、先日の山梨日日新聞の「母子守る支援体制の強化を」と題した論説にて、「妊娠そうっとSOS山梨」という相談窓口を知った。幼い子どもに手を掛けるなど、誰もがやってはいけないことと知っている。しかし、予期せぬ妊娠に困り果て「どこに、誰に」相談したらいいのかパニックになるようだ。そんな時、こうした窓口があれば、どれほど心強いかと思う。
　「妊娠したかもしれない…」、「学校に知られたくない…」など、公的機関や医療機関には相談しづらい悩みが、せめて、民間機関である「妊娠そうっとSOS山梨」に届くよう、多くの方に知ってほしい。
　まずは、一人で悩み苦しんでいる方のために、この相談窓口を広く周知してほしいが、考えを伺う。
　5点目　児童養護施設では、保護者のいない児童や虐待されている児童を安定した生活環境で養護し、その成長を見守り、退所に対する相談やその他自立のための支援を目的としている。
　「児童福祉法改正」成立時に、家賃や生活費など必要な資金を無利子で借りられ、5年間の就業継続で返還免除される「自立支援資金の貸付事業」が創設された。
　施設の退所後も、安心して気軽に相談・支援が受けられる拠点を設けるべきだと思うが、どのように考えているか伺う。

1回目の市長答弁

　児童虐待のない社会の実現のために、一人一人の意識の変化を促すことは非常に重要である。したがって、児童虐待防止に関して様々な方法で周知することで、児童虐待に対する一人一人の意識の向上を図り、関係機関と連携するなかで支援体制の更なる充実を図り、誰でも安心して相談できる体制の確保に努めていく。

1回目の市民生活部長答弁

　1点目の児童虐待防止に係る周知についてだが、児童虐待に係るポスターは、市内小中学校、コミュニティセンター、地区会館などに掲示し、また、児童虐待防止に関しては、乳児家庭への全戸訪問時に母子等への個別説明、広報紙及びホームページへの掲載など、様々な方法で周知を行い、児童虐待に対する一人一人の意識の向上を図っている。
　一方で、児童虐待の防止は、社会全体で取組むべき課題であり、市民の理解を得るなかで、児童虐待に対する意識を高めるための啓発活動に協力してほしいと考えている。
　2点目の本市の児童虐待の現状についてだが、本年度、本市に通報のあった児童虐待件数は、10月末時点で44件であり、既に、昨年度の28件を上回るペースで推移している。また、児童家庭相談の受付件数は、10月末時点で168件となり、このペースで推移すると、昨年度の237件を上回る見込みである。
　3点目の体罰によらない子育ての推進についてだが、令和元年6月の児童福祉法等の改正により、親権者等は、児童のしつけで、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行された。
　本市では、この法改正を踏まえ、啓発ポスターやパンフレットを市内の小中学校や公的機関に配布し、しつけによる体罰が確認できた場合には、法律で禁止されていると注意喚起を行う一方で、保護者が子育てに悩んでいる様子が窺えるときには、適切な支援に繋げるための相談等も実施している。
　今後も、子どもに対する体罰のない社会の実現のために、一人一人の意識の変化を促し、本市が提供する子育て支援サービスを積極的に活用されるよう、引き続き取組んでいく。
　4点目の妊娠に関する悩み・相談窓口の周知についてだが、議員発言のとおり、現在、「妊娠そうっとSOS山梨」において、予期せぬ妊娠、望まない妊娠に関する悩みに対する相談等の支援が行われている。
　本市としては、子育て支援課や医療機関に相談してほしいが、公的機関などに相談しづらい悩みをぶつけることのできる、こうした窓口があることは、大変意義がある。
　そのことから、本市のホームページにも「妊娠そうっとSOS山梨」の情報を掲載するなど、市民への周知を行っている。
　いずれにしても、妊娠に関する相談がある場合は、子育て支援課を始め、医療機関や民間機関等に相談窓口があるので、いずれかの窓口に必ず相談してほしい。
　5点目の児童養護施設などを出た後の支援についてだが、新たに拠点を設けるまでもなく、福祉課で生活困窮者自立相談支援として生活に不安がある等の相談を受けている。そのなかで、児童養護施設の退所者から生活資金の相談があった場合には、法改正により新たに制度化された、山梨県社会福祉協議会が実施する「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」による貸付を受けられるように案内する。
　このように、他の関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に取組んでいるが、今後も重層的な支援体制の充実を図り、誰でも安心して相談できる体制の確保に努めていく。

図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね３月中を予定しています。

12月

市政一般質問

抜粋

秋山晃一
議員
（無会派）

質問❶ ゼロカーボンシティ宣言を表明した市の施策について

1回目の質問

わが市は2021年2月15日に「ゼロカーボンシティ」をめざすことを表明している。ゼロカーボンシティとは2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを宣言するものだ。大気中の温室効果ガスが一定程度を越えしまうと「後戻り」できなくなり、3度ないし4度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態となる。それを、避けるためには2050年の目標だけでなく、あとわずかとなっている2030年の温室効果ガス削減の目標を達成することが必要だと考えるが、見解はいかがか。

次に、温室効果ガスの削減にあたって化石燃料に替わる再生可能エネルギーへの取組だが、公共建築物への太陽光発電の設置は現在どのようになっているのか、そしていつまでに、どのような目標で取組んでいるのか。各家庭に設置される太陽光発電装置や蓄電装置設置への補助について、1キロワットあたりの補助額の増額や補助額の上限引上げによって各家庭での太陽光発電を更に促進すべきではないか。また市民などが共同で出資する小規模な太陽光発電の取組を促進する点からも、こうした取組への支援制度を検討すべきではないか。

次に地域の省エネだが、2022年6月に建築物省エネ法の改正法が成立し、一定の断熱性能の義務化がスタートした。住宅や公共住宅の断熱性能を高めることで、健康と暮らしやすさが大幅に向上する。ヒートショックによる死亡や心臓疾患を減らすことができれば、医療費の削減や高齢者の健康増進にもつながる。光熱費の低減は生活支援、福祉政策にもなる。

公共住宅の断熱改修とともに、既存の住宅に住んでいる人の福祉向上のためにも、断熱改修に対する使い勝手の良い支援制度をつくり、暖かく住みやすい家を促進すべきではないかと考えるがいかがか。また、各家庭で消費されるエネルギー支出は多くが市外に流出していたが、省エネを進め再生可能エネルギーを導入することにより、地域の富の流出を少なくすることが出来ると考えるがいかがか。また省エネ投資や再エネ投資によって地域の事業主体の仕事が増えることも考えられるがいかがか。

1回目の市長答弁

まず、2030年の温室効果ガス削減の目標を達成することについてだが、本市においても、平成14年7月に「富士吉田市地球温暖化防止実行計画」を定め、新エネルギーの導入や、グリーン購入など環境負荷軽減への各種施策の推進を進めてきた。また、平成28年には、新エネルギービジョンの改定、令和3年2月には、県内の26市町村と足並みを揃えるなかで、ゼロカーボンシティ宣言を行い、2030年の温室効果ガス削減の目標を達成するため、より一層の地球温暖化防止対策に取組んでいるところである。

次に、本市の公共施設に設置されている太陽光発電設備についてだが、先の新エネルギービジョンに基づき、市役所を始め、小学校、保育園、市民会館など14施設に設置済みである。

今後においても、公共施設の改修や更新の際には、各種補助事業や民間事業者を活用した事業などを検討し、再生可能エネルギーの導入に努めていく。

次に、太陽光発電装置や蓄電池装置設置への補助額の引上げについてだが、本市においては、家庭用太陽光発電について1キロワット当たり3万円で上限20万円の補助、定置用リチウムイオン蓄電池の設置に5万円の補助、合わせて25万円を上限とした補助を行っており、更に、カーボンニュートラルとエネルギーの地産地消のため、木質バイオマスペレットストーブの導入に対し、20万円の補助を行っている。今後も、これらの制度については継続的なPRを行い、積極的な利用を促すことにより、更なる普及を図り、温室効果ガスの削減につなげていく。なお、事業用太陽光発電装置への補助については、売電価格が採算性を前提として考えられていることから、現在のところ考えていない。

次に、既存住宅に対する断熱改修に係る補助についてだが、現在、国の住宅省エネ2023キャンペーンにおいて、断熱窓への交換や子育て世帯の断熱リフォームなどに対して補助が行われており、これら施策を参考に、本市独自の制度を検討していく。

2回目の質問

まず目標についてだが、公共施設への再生可能エネルギーの設置目標、またエネルギー自給率の目標があれば示してほしい。

そして2030年までの温室効果ガスの削減目標についても示してほ

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

しい。
　次に、現在の取組で、その目標にまで達成すると考えているのか、そうであればその根拠について伺う。また、目標達成のためには「検討する」との答弁だった、断熱改修などの取組も付け加えて考えているのか、その点の考え方について伺う。

2回目の市長答弁

　公共施設への再生可能エネルギーの設置目標についてだが、現在、本市公共施設への太陽光発電の導入率は32・6パーセントであり、この環境基本計画や本市公共施設改修等の計画に併せ、可能な限り導入していく。
　次に、本市のエネルギー自給率についてだが、現在、原子力発電も含めた国のエネルギー自給率は、約13パーセントであると承知している。当然ながら、この自給率の課題については一自治体の力では限界があり、その把握も困難であることから、今後においても、国や県の施策に応じて対応していきたい。
　次に、２０３０年度までの温室効果ガスの削減目標についてだが、環境省の「自治体排出量カルテ」によると、本市における二酸化炭素の排出量は、２０１３年には38万２千トン、２０２０年には27万７千トンであり、２０１３年度比で約27パーセントの削減となっており、排出量は年々減少の傾向であるといえる。国の温室効果ガス削減目標は、２０３０年に２０１３年度比で46パーセント削減し、最終的には50パーセントの削減を目指すものであり、本市においては、この国の目標値以上の削減を目指して、引き続き再生可能エネルギーの導入に関する補助等の施策を推進していく。
　次に、断熱改修などの取組の検討についてだが、目標達成のための一つの方策として、先ほど答弁したとおり、国の制度や、他市町村の動向なども踏まえるなかで、本市独自の制度を検討していく。

3回目の質問

　２０３０年までの確実な目標達成は、今後の地球環境を左右するものなので、やれるだけではなく、達成することが必要だ。気候変動による環境への悪影響を抑えるためには、温室効果ガスの排出量は２０３０年に世界で半分以下にするなどの対策が必要と言われている。２０２１年４月に修正された国の温室効果ガスの削減目標はこれに届いていないし、各国の目標と比べても低いものだ。わが市では、この国の目標を上回る意欲的な目標で取組まれるとの答弁だった。
　そこで伺う。地方自治体の対策の中心は省エネでエネルギー効率を上げて、エネルギー消費量を大幅に削減すること、再エネを大きく増やし、化石燃料をゼロにしていくこと、この２つの柱の取組を２０３０年までに確実に進めていくことが必要だ。
　更に、わが市はゼロカーボンシティ宣言をして２０５０年には排出の実質ゼロを宣言しているのだから「脱炭素社会への転換は、地域発展をおこなう総合的なまちづくり」という観点も持ちながら、達成するためのロードマップの作成、達成するための制度の検討などを行い、着実に目標達成にむけて取組むことが必要と考えるがいかがか。

3回目の市長答弁

　地方自治体として温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギー設備の導入と併せて、エネルギー消費量の削減を進めることが必要との指摘だが、先ほど答弁したとおり、本市の温室効果ガスの排出量は毎年減少の傾向にあり、これまでの取組を推進することにより目標の達成は十分可能であると考えている。なお、温暖化対策については非常に重要であると認識しているので、今後においても引き続き、国や県の温暖化対策の動向等を注視しながら、より効果的な温室効果ガスの削減方法を研究し、市民の皆様や企業への啓発等も行うなど、なお一層の温室効果ガス削減に努めていく。
　また、目標達成及びそのロードマップについては、現在、環境基本計画の見直しと並行して、本市が所有する公共施設の温室効果ガス排出量について調査を進めているので、この結果等も含めたなかで、環境基本計画や公共施設改修計画等を併せて検討し、目標達成に向け取組んでいく。

質問❷

高齢者の医療費支援と生活支援について

1回目の質問

　２０２２年10月より年収２００万円以上の人の医療費窓口負担が２割となった。高齢者への負担増は受診控えを招くことが、各種調査で明らかとなっており、また２割負担の対象者も国会審議を経ずに政令によって広げることができるなど、更に低所得者への影響が懸念される。必要な医療が受けられ、高齢者のいのちを守るために市としての医療費本人負担への支援が必要だ。先進国では医療費の窓口負担の無料が多い中で、日本だけが75歳を過ぎても負担を強いられている。初めは所得制限や一部の疾病に対してでも良いので、できるところから75歳以上の医療費の窓口負担の支援を検討すべきではないだろうか、いかがか。
　また、生活支援については電気、ガス、灯油代などの高騰を受けて６月議会でも質問したところだが、その後も物価高騰は留まることなく、また年末を迎え少しでも安心して年を越せるように、あらためて市独自の支援の施策が必要だと考えるがいかがか。

図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね３月中を予定しています。

1回目の市長答弁

後期高齢者医療制度は、市町村と役割分担を行いながら山梨県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営している。

昨年10月に医療制度改革関連法が施行され、一定の収入がある後期高齢者の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられたが、これは全世代型社会保障改革の一環であり、これまでの高齢者中心の給付を見直し、各自の所得能力に応じて費用を負担する応能負担を強化することで、制度を支える現役世代の負担軽減を図ることが目的である。

また、外来受診に限るが、窓口負担が2割に引き上げられた方については、引き上げられてから3年間は、1割負担の時と比べた自己負担の増加額を月額で最大3千円に抑える激変緩和措置が設けられており、窓口負担増による受診控えが起こらないよう配慮されている。

さて、質問の75歳以上の医療費窓口負担への支援についてだが、後期高齢者医療制度が県内統一で運営されていることから、窓口負担についても県内市町村で足並みをそろえる必要があり、本市だけで検討すべきものではない。

したがって、現時点では、75歳以上の方に対する医療費窓口負担への支援を、本市が独自で行うことは考えていない。

次に、高齢者に対する本市独自の支援施策についてだが、現在は、物流費や資材の価格高騰が続くほか、高止まりが続くガソリン価格を始めとする燃料価格、食料品等の価格が安定する要因は見当たらず、今後も値上げの可能性が続く先行きの見えない状況である。

そのため、本議会において、高齢者の皆様だけではなく、全市民に対して1万円を給付する消費生活サポート給付事業、「がんばろう生活応援給付金」に関する補正予算を今定例会初日の本会議に上程したところ、議員各位からも賛同や力強い支援をもらうことができた。

出費がかさむ年末年始に向け、年内に支給を開始するため、可能な限り迅速に対応し、市民の皆様に安心して新年を迎えてもらえるよう、より一層尽力していく。

2回目の質問

まず、協会けんぽや組合健保などの負担が増した背景には、国庫負担が減っていったことがある。後期高齢者医療制度の運営主体である、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、2割負担になる前に「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」を図るため、窓口負担の「現状維持」を求める「要望書」をたびたび国に提出していた。更に2割負担が実施された後、今年6月に出された「要望書」の中で「後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運用に必要な財政支援について、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の見直しを行う」として、国庫負担の増加を要望し、高齢者にとって過剰な負担とならないように対策を求めている。

次に受診控えだが、厚生労働省が行なった影響調査でも、令和4年10月から後期高齢者一人あたりの受診日数が低下していることが示されている。また負担増加額を最大、月3000円以内に抑える激変緩和措置だが、1割負担の時に2800円を窓口負担していた人は2割負担ではそのまま5600円を払い、適用されない。この措置によって負担が軽減するとは簡単には言えない。しかも答弁にある通り、この措置は3年間で終了して3年後には完全に2割負担となる。こうした高齢者の医療費負担増に対して、やはり地方自治体として支援のあり方を検討すべきではないだろうか、いかがか。

2回目の市長答弁

高齢者の医療費負担増加に対する本市の支援についてだが、国の政策によって全国一律で運営されている後期高齢者医療制度においては、窓口負担割合についても全国一律であることが望ましいことから、先ほど答弁申したとおり、本市だけで検討すべきものではない。

したがって、現時点では、75歳以上の方に対する医療費窓口負担への支援を、本市が独自で行うことは考えていない。

質問③　富士山世界文化遺産に関わるとりくみについて

1回目の質問

富士山だが、10年前に「信仰と芸術の源泉」として世界文化遺産となった。世界遺産の富士山ということを考えた場合、この点が大切ではないだろうか。信仰と芸術の源泉として世界遺産になったのだから、この点を抜きにしての世界遺産論議はあり得ない。そこで信仰という側面に光をあてて、保存活用していくことが求められる。

まず、信仰という点を重視して、そこに光をあてて施策を進めていくという点について見解はいかがか。

次に具体的に2つのことについて伺う。まず1点目として、江戸時代に信仰を広めた「食行身禄」の活動と富士講について伺う。江戸時代に信仰上自ら死をとげ、富士講という富士山信仰を大きく広げ、吉田口の隆盛にも大きく貢献したであろう、この「食行身禄」の足跡をもっと広げて知らせてはいかがか。上吉田にある「食行身禄」に関する建物について、市がしっかりとした保存、活用計画を立て、「食行身禄」とともに江戸時代の富士山信仰について知らせていく拠点としてはいかがか、見解を伺う。

次に世界遺産の構成資産となって

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

いる吉田胎内だが、富士山信仰の1つの形、思想を示す大切な資産なので、吉田口登山道沿い、中ノ茶屋あたりにしっかりとした説明看板と案内看板を立てることが、更に信仰の山としての富士山の魅力をあげていくことにつながると考えるがいかがか。

1回目の市長答弁

まず、信仰を重視して施策を進めていくことについてだが、吉田口登山道は、富士山の信仰登山の核として、特別名勝、富士箱根伊豆国立公園、国の史跡に指定されるとともに、世界文化遺産富士山の構成資産となっていることから、唯一無二の歴史的資産としての吉田口登山道の保存と活用は本市にとって非常に重要であると考えており、本年度から保存と活用のための活動計画策定に着手したところである。

このように吉田口登山道を始めとした世界文化遺産富士山に関わる歴史的・文化的な資産を、後世にしっかりと継承し活用していくことこそが、富士山を、観光の対象ではなく、信仰の対象、祈りの対象として捉えてきた富士吉田市ならではの施策であると考えている。

次に、「食行身禄」に関する建物に関する保存活用計画を立て富士山信仰を知らせていく拠点としていくことについてだが、食行身禄に関する建物としては、上吉田の中宿地区にある「身禄堂」と認識している。この身禄堂は、現在、管理者が不在の状況であるが、本市としても富士山信仰の足跡を伝える貴重な建物と認識している。現在、所有者及び関係者等の調査を行っているところであり、その方々の意向も踏まえて、今後どのような方法で守り、伝え、活用が図れるか検討をしているところである。

次に、世界遺産の構成資産である吉田胎内への案内看板と説明看板についてだが、案内標識については、関係機関から設置に関する許可を受け、本年11月に中ノ茶屋から吉田胎内までの間において8基の誘導案内標識を設置したところである。また、説明看板については、吉田胎内に設置しているが、現在進めている登山道の計画のなかで設置場所等について検討していく。

2回目の質問

「信仰」をとりあげたのは、そのことが世界文化遺産の要の両極の一方であり、西洋にはない、「山を信仰の対象として、あるいは山に分け入り、修行を積むことによって精神的な高みを目指す」という日本の文化について、その魅力を発信し、そのことに諸外国の方にふれてもらうのが世界文化遺産としての富士山のあり方として、ふさわしいと考えるからだ。それを単なる観光に特化してしまっては、世界文化遺産としての価値が損なわれる。その意味でも、富士山がどのように信仰に関わってきたのか、多くの人に知ってもらうことが大切だ。

そこで、あらためて伺う。上吉田、中宿の身禄堂については2009年12月から翌年2月にかけて調査が行われ、発行物に詳しく報告されている。それだけの調査がすでに終わっているのだから、所有者・関係者についても、ある程度判明しているのではないだろうか。答弁のあった「検討」は一刻も早くしてもらいたいがいかがか。

次に吉田胎内だが、こちらも昨年のふじさんミュージアムの企画展「富士山登山口上吉田と吉田胎内」で詳しく紹介されている。説明看板については、それらの成果もいかすことや、また当時の人々がなぜ胎内めぐりをしたのか、その人々の思いなどもわかるように、吉田胎内と人々の信仰が伝わるようなことも必要と考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

まず、身禄堂についてだが、平成21年度に身禄堂内に残されていた信仰用具等の資料調査を実施するとともに、同時期にこれらの資料をふじさんミュージアムに受け入れている。なお、建物については、所有者が亡くなられているため、現在はその親族と連絡を取っているが、土地と建物の相続や権利関係が複雑であることから、慎重に対応する必要があり、早急には進められない状況である。しかしながら、本市としても身禄堂は、富士山信仰の足跡を後世に伝えるための、かけがえのない建造物と認識しているので、引き続きこれらの課題解決に努めていく。

次に、吉田胎内の説明看板についてだが、吉田胎内を訪れる方に対して富士山信仰の内容がわかりやすく伝わるように、これまで積み上げてきた調査の成果等を反映させた内容での更新を検討していく。

また、吉田胎内を始めとした富士山吉田口登山道に関わる看板類の在り方や方向性については、現在策定を進めている「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画」の策定委員会や関係者会議においても幅広い意見が出ているので、これらを踏まえた上で作成していく。

図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね３月中を予定しています。

12月 市政一般質問 抜粋

伊藤　進
議員
（政友会）

質問❶ 市内小中学校へのコミュニティスクール導入について

1回目の質問

コミュニティスクールは、一言でいえば、「保護者や地域の声を学校運営に反映したり、参画したりして活動する学校」のことを指す。別名「地域運営学校」とも呼ぶ。具体的には、学校・保護者・地域の代表者などで構成される「学校運営協議会」を設置し、学校の運営の重要事項などを検討する。

コミュニティスクール導入のメリットとして以下のことが、取り上げられている。

・子どもたちの学びや体験活動が充実する。

・子どもたちが地域の担い手として自覚が高まる。

・地域人材活用により教育活動が充実する。

・地域の防犯・防災体制等の構築と地域ネットワークが形成されるなどである。

本市においては、平成30年6月に吉田小学校が本市教育委員会の指定を受けて、パイロット校としてコミュニティスクールの制度を導入し、令和5年で5年目を迎えている。

そこで何点か伺う。コミュニティスクールは、「学校運営協議会」を設置するが、吉田小学校では、この協議委員会の委員は何名で組織され、どのようなキャリアの方が任命されているのか。また「学校運営協議会」の開催頻度は、年間どのくらいか。さらに、コミュニティスクールの導入前後において、児童たちに変化はあったのか。そして、コミュニティスクールの導入について保護者や地域の方々から、意見や感想は寄せられているのか。

昨年12月定例会において、新型コロナウイルス感染症の終息後に各学校や地域の実情に照らし合わせ、順次検討していくとの答弁だった。

政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を本年5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げた。このような状況を鑑みる中で、本市各小中学校へのコミュニティスクール導入に関して、どのような見解か。

1回目の教育長答弁

まず、吉田小学校の学校運営協議会における委員の人数及びキャリアについてだが、大学教授や小学校教員経験者といった有識者を始め、学区内の幼稚園、保育所、認定こども園等の代表者、保護者、地域住民、民生委員及びボランティア団体の代表者といった幅広いジャンルの方々に学校長を加えた、総勢9名で組織されている。

次に、学校運営協議会の開催頻度についてだが、定例会を年間2回開催しており、定例会以外には、学校の各種行事へ参加してもらうなかで、その感想や意見を学校運営に反映するよう努めている。

次に、コミュニティスクールの導入前後における児童たちの変化とコミュニティスクールの導入に関する保護者や地域の方々からの意見等についてだが、本市では、コミュニティスクール制度が導入される以前から、学校と保護者、地域の連携が図られており、規定の枠にとらわれずとも、コミュニティスクールと同等の地域連携による学校運営が実践されてきている。

そのため、コミュニティスクールを導入したことによる、劇的な変化は見られないし、保護者や地域の方々からコミュニティスクールに関する意見等はない。

次に、本市各小中学校へのコミュニティスクール導入に関しての今後の見解についてだが、国が推し進めるコミュニティスクールの目指す姿は、既に本市においては実践されているものと考えている。

市としては、吉田小学校への導入後、運営状況を検証しており、校長会や教頭会、教育委員会において、視察研修や講習などによる研鑽を重ね、着々と準備を進めてきた。

このことから、来年度には、吉田小学校以外の全ての市立小中学校においても、学校の主体性とそれぞれの地域の実状に合った形でのコミュニティスクールを導入し、地域一体で支える持続可能な富士吉田市の教育を推進していく。

2回目の質問

学校運営協議会を進める上では、地域学校協働活動推進員とよばれるコーディネーターの働きが大変重要になってくる。このコーディネーターは、学校や地域、教育委員会からの推薦を受け、任命される。コーディネーターがつなぎ役となり、学

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

校と地域の連携による多様な活動を進めていく。

吉田小学校の学校運営協議会では、どのような方がコーディネーターを務めているのか。また、このコーディネーターが企画し、コミュニティスクールを基盤として、地域連携による学校運営における具体的な実践事例は、何件あり、最も印象に残った地域連携の大切さを感じた事例があれば伺う。

先日私は、三鷹市教育委員会を訪ね、コミュニティスクールについての話を聞いてきた。三鷹市では、コミュニティスクールの仕組みを導入したことにより児童生徒は、地域の多くの住民と顔見知りになり、地元に愛着を持つようになった事、また、大学生になった子供が、教育者を目指すようになった事、後輩のためにボランティア活動をしたいという子供が増えた事、また高齢者ばかりの団体が、学校とかかわることで活気付いてきた事など、コミュニティスクールが地域活性化の有効なツールになっていると担当者は、話してくれた。本市においても、「すべての市立小中学校でコミュニティスクールを導入していく」との答弁だったので、子どもたちや地域に良い変化が現れるような、学校運営協議会を進めて欲しい。

答弁の中で、「校長会や教頭会、教育委員会において視察研修や講習などによる研鑽を重ねた」とあった。具体的にどこで視察研修を行い、どのような事例を学び、どのような感想を持ったのか。

令和5年10月30日に市内小中学校の学校長の名前で、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）についての保護者アンケートが配布され、アンケートと共に文部科学省のホームページから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）に関する、資料を1枚添付してあったと聞いている。コミュニティスクールについては、まだまだ知らない保護者も、多くいると思う。これだけの情報で保護者に対してアンケートをお願いしてもどれだけの人が、コミュニティスクールについて理解しているのか、私も関心を持っているところだ。そこで伺う。このアンケートの回答率と、どのような意見が保護者から寄せられているのか。

また学校の現場の先生方や教育委員会では、視察研修や講習を受ける機会を得て、コミュニティスクールに対する準備を進められるが、コミュニティスクールを共に運営していく保護者や地域住民には、コミュニティスクールに関する勉強会などを開催してくれたのか。もし、まだ開催していないのであれば、開催する予定はあるのか。

令和5年11月28日に、私は、山梨県総合教育センターにて開催された「令和5年度　地域と学校の連携・協働に係る研修会」に参加した。「令和4年度コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰校となった甲州市立菱山小学校の実践発表や、文部科学省CSマイスターで、杉並区立天沼小学校学校運営協議会委員の井上尚子先生の講演を聴き、コミュニティスクールに関する知識や実践事例を学ぶことができた。ぜひこういった機会を、本市でも開催し、保護者や地域住民の皆様にコミュニティスクールへの理解を深めてもらう場を作ってほしいが、見解はいかがか。

2回目の教育長答弁

まず、吉田小学校の学校運営協議会では、どのような方がコーディネーターを務めているのかについてだが、現時点でコーディネーターとして委嘱した方はおらず、そのため、企画した実践事例もない。

次に、校長会等の視察研修についてだが、三鷹市教育委員会、横浜市教育委員会及び横浜市と小金井市の小中学校において、コミュニティスクールの導入や導入後の運営、課題などを中心とした内容について視察した。視察では、地域の人口や予算規模などの違いがあるなか、地域の実状に合わせたコミュニティスクールの運営に適した人材の発掘・育成と持続可能な組織が共通の課題であることを学び、改めて、本市の実状に合わせた制度を導入すべきと感じたところである。

次に、保護者に対するアンケート調査の結果についてだが、吉田小学校を除いた10校に子どもを通学させている世帯に対してコミュニティスクールについてのアンケートを実施し、回答率は約1・2パーセントである。

また、保護者からの意見としては、コミュニティスクール導入に賛成する意見とともに、コミュニティスクールを導入することにより教員や保護者の負担が増えることを懸念する声もあった。

次に、コミュニティスクールを共に運営していく保護者や地域住民の方々への勉強会や研修会の開催についてだが、現時点では開催の実績はない。

なお、令和5年度地域と学校の連携・協働に係る研修会については、本市教育委員会の職員や市内小学校の教諭も参加し、県内他市町村の方々とグループ・ディスカッションや情報交換を行い、大変有意義な研修であったと報告を受けている。

今後、このような勉強会や研修会等の開催については、学校や地域の方々など関係各位と連携を図りながら、適時検討していきたい。

図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね３月中を予定しています。

3回目の質問

私は、令和4年2月にコミュニティスクールのコーディネーターとして多く任用されている、社会教育士の資格を取得した。その際に長野県松本市や飯田市、前述した三鷹市など、多くのコミュニティスクールの実践を学んだ。私が知り得たコミュニティスクールの学校運営協議会には、必ずと言っていいほど、コーディネーターは配置されていた。文部科学省のホームページを見ても、コミュニティスクールを導入・推進するスケジュール欄に、導入1年目から2年目にかけて、コーディネーターの配置・活用の推進と明記されている。

吉田小学校学校運営協議会の組織図をみると、学校運営協議会と繋がりのある支援部会に、富士山教育支援部がある。この支援組織には、コーディネーターと記載されている。この組織のメンバーの中にコーディネーターがいるのではないのか。また活動内容として富士山学習への協力、授業への協力、体験活動への協力、外国語活動への協力、プログラミング教育等への協力と記載されている。こういったことが、地域と連携したコミュニティスクールの実践事例ではないのか。見解はいかがか。

保護者に対するコミュニティスクールに関するアンケート調査の回答率が、1・2パーセントであったという現状は、コミュニティスクールについてほとんどの保護者が知らないということである。前述した、文部科学省のコミュニティスクールを導入・推進するスケジュールの、導入前の準備として、家庭・地域への情報提供や準備委員会の開催が明記されている。

「来年度から、吉田小学校以外の市内小中学校へのコミュニティスクールを導入していく」との答弁なので、コミュニティスクールに関する勉強会や研修会の開催を一日も早く行ってもらうことを切望する。

「コミュニティスクールを導入することにより、教員や保護者の負担を懸念する声がある」という保護者からの意見があるとの答弁だった。これはどこの自治体でも確認されている事象である。しかし、コミュニティスクール導入により、日々、児童生徒の成長に、保護者や地域の方々が関わり、直接ふれあうことにより、やりがいや充実感を得られるという意見が多いことも、全国のコミュニティスクールを導入した地域から聞いている。まずは、児童生徒の健全な育みや人間力・社会力向上のために、地域住民・保護者・教職員で協働し、熟議して、コミュニティスクールを進めていくことにより、負担が喜びに変わっていくことを期待している。

保護者アンケートに記載されていた、平成30年5月に制定された「富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」について何点か伺う。まず「第3条3項に、教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校が所在する地域住民及び対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者の意見を聴くものとする。」と記載されている。令和5年4月、こども家庭庁が創設されるのと同時に制定された、こども基本法第11条の趣旨からも、保護者ばかりではなく、児童生徒からの意見を聞く機会を設け、その意見を尊重する旨の条文も必要であると考えるが、見解はいかがか。

またこの規則には、協議会の公開や傍聴に関する規定がない。その対応に関する見解はいかがか。

いずれにしても、平成30年5月の制定から5年以上が経過し、児童生徒を取り巻く社会環境も変化している。この規則においても、適宜改定していく必要があると考えるが、見解はいかがか。

3回目の教育長答弁

まず、吉田小学校の学校運営協議会内における富士山教育支援部のコーディネーターとは、支援活動の中心的な役割を示す立場を指すものであり、学校と地域や保護者などとの橋渡し役としてのコーディネーターとは異なるものであることから、実践事例についても、該当がないと答弁したところである。

次に、富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則についてだが、こども基本法第11条が、「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために」と規定されているので、その趣旨は、しっかりくんでいると認識している。

また、本市の規則における学校運営協議会の公開や傍聴に関する規定についても、学校運営協議会は人格が優れ、熱意であふれた、幅広いジャンルの学校支援者の方々で構成されていることから、透明性や公平性が確保されているものと認識している。

これらのことから、規則については、今後においても子どもを取巻く教育環境の変化を踏まえ、法律との整合性が図られるよう努めていく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

令和５年第５回定例会　議案等審議結果 1

（賛成○　反対●　退席◆　除斥◇　欠席△　賛成討論者☆　反対討論者★　当選者□）

議案等番号	案　　件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田一元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
報告第23号	債権の放棄について	12/4 報告										議長											報告
議案第66号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第67号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	富士吉田市特定空家等判定等審議会条例の一部改正について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	富士吉田市若者交流施設御師浅間坊の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	富士吉田市立富士山ジビエセンターの指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	富士吉田市営駐車場の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	富士吉田市営宮川橋南駐車場の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	市道の廃止について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	市道の認定について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	12/4 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第79号	令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第80号	令和5年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第81号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	☆ ○	○	議長	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和５年第５回定例会　議案等審議結果 2

（賛成○　反対●　退席◆　除斥◇　欠席△　賛成討論者☆　反対討論者★　当選者□）

議案等番号	案　　件	付託委員会等	太田　利政	奥脇　和一	渡辺　利彦	戸田　元	渡辺　幸寿	勝俣　米治	横山　勇志	小俣　光吉	前田　厚子	勝俣　大紀	秋山　晃一	宮下　宗昭	渡辺　新喜	鈴木　富蔵	藤原　栄作	伊藤　進	渡辺　将	藤田　徹	滝口　晴夫	藤井　義房	審議結果
議案第82号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第83号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第84号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業　富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（建築主体）工事）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第85号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業　富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（機械設備）工事）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第86号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業　富士吉田市立明見中学校長寿命化改修（電気設備）工事）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第87号	令和5年度富士吉田市一般会計補正予算（第7号）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第88号	令和5年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第89号	令和5年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第90号	令和5年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第3号）	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第91号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	12/18 即決	○	○	○	○	○	○	☆ ○	○	○	議長	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

編集後記

新しい年を迎え、皆様どのようにお過ごしでしょうか。

昨年５月より「新型コロナウイルス感染症」が感染症法上の５類に分類され、本市も多くの観光客の方々に来訪していただいております。その一方で、国内での物価高騰が続き、家計等のやりくりに、大変に苦労されていることと思います。

このような中、12月定例会では、市民の皆さんを応援し、地域経済の再活性化を図るべく、市民１人あたり１万円を給付する「がんばろう！生活応援給付金」事業を可決いたしました。こちらの申請期限は２月29日までとなっておりますので、お忘れの無いよう、ご留意ください。

本年もよろしくお願いいたします。　（戸田　元）

議会だより編集委員会
委員長　渡辺　幸寿
副委員長　伊藤　進
委員　奥脇　和一　/　戸田　元　/　鈴木　富蔵　/　渡辺　将

議会の動き

常任委員会行政視察研修

各常任委員会はこのほど、本市が抱える課題や懸案事項等について、より一層の見識を深めるため、先進地視察研修を実施しました。

各研修では、各委員がそれぞれの内容に沿った活発な質疑や意見交換等を行い、本市における各種施策や業務計画のあり方等を検討する上で参考となる各種施策や業務計画のあり方意義な研修となりました。

今後も議員一人ひとりが、こうした研修の機会をいかす中で研鑽を重ね、市民の皆様の福祉向上に努めてまいります。

■総務経済委員会

●実施日　10月23日～24日
●研修先　長野県塩尻市
●内　容
塩尻市総合体育館（ユメッスアリーナ）について

■文教厚生委員会

●実施日　10月23日～24日
●研修先　埼玉県白岡市
●内　容
部活動の地域移行の取組について

■建設水道委員会

●実施日　10月26日～27日
●研修先　新潟県三条市
●内　容
社会資本に係る包括的維持管理業務について

年4回/市内全域配布

ふじよしだ議会だより
企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612（直通）

富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。

※「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。